

第1章 財務諸表監査総論

第1節 財務諸表監査の制度と理論

○学習のポイント

- ・全体がわかってから振り返る方が効率的に学習できます、わからなくても気にせず進んでOK。
- ・殆ど短答用の論点であることから、問題集や過去問通じていずれ正誤が判別できるようになればOK。
- 歴史問題は短答でたまに出題されることがありますが、受験生は皆苦手としており、内容もマニアックで無味乾燥であることから、問題集で出た範囲で知っていればOK。

1 財務諸表監査の理論

(1) 財務諸表の開示の必要性(短答:D、論文:D)

利害関係者との取引を円滑に行うために財務諸表を作成し開示するという点だけ押さえればOK。

(2) 財務諸表の監査の必要性(短答:B、論文:B)

ゴシックの5つの用語を自分の言葉に置き換えて理解し覚えて、あとは作文できるようになればOK。
論文問題集 1-1-1参照のこと

2 職業的専専門家による会計監査の歴史

(1) 精細監査(短答:E、論文:E)

(2) 貸借対照表監査(短答:E、論文:E)

(3) 財務諸表監査(短答:D、論文:E)

現在の会計監査は財務諸表監査として行われています。

なお、表の原則という語彙の下に(GAAP)、方法という語彙の下に(実際の会計処理方法)と補足を。

2 我が国の公認会計士監査制度の歴史

詳しくは、第6章 監査制度第1節、第2節で取り扱うため、いまさらっと読んでおけば大丈夫。先へ。
「制度」というのは、法律によって公認会計士による監査が義務付けられている、という意味です。
なお、(※1)の知識(法定監査の種類)は比較的重要です。
金商法監査、会社法監査以外にも公認会計士による監査を定めた法定監査がある点は知っとく。

(1) 金融商品取引法監査制度(短答:D、論文:E)

旧証券取引法が制定されたのが昭和23年という点は知っておく。

(2) 会社法監査制度(短答:D、論文:E)

旧商法の特例法である商法特例法に基づき昭和49年から商法監査が行われていた点は知っとく。

その他なお書き(短答:D、論文:E)

[参考]金融商品取引法監査と会社法監査(短答:C、論文:D)

詳しくは第6章で解説しますが、両者の違いのイメージは次のとおりです。

	金商法監査制度	会社法監査制度
根拠法	金融商品取引法	会社法
所管省庁	金融庁	法務省
被保護者	投資家(潜在的投資家含む。)	(現在)株主及び債権者
監査対象(※)	財務諸表	計算書類
作成基準	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準	
表示基準	財務諸表等規則・連結財務諸表規則	会社計算規則
比較情報	あり(2期間比較形式)	なし(単年度)
KAM	公認会計士法上の大会社等は必須 その他は任意	任意

(※) (作成基準が同じだから)実質的には同じだが、表示基準が異なるため見た目が少し異なる

【研究】三様監査(短答:C、論文:C)

次の2つの観点での違いについてもテキストに記載しておいてください。

	公認会計士監査	内部監査	監査役監査
実施主体	公認会計士又は監査法人	内部監査部門	監査役等
監査の目的	財務諸表の適正性の保証	内部統制の有効性の評価	取締役等の職務執行の状況の監視、財務報告プロセスの監視

[参考]監査の分類(短答:E、論文:E)

監査にもいろんな分類の方法があるということを読書感覚で読んでおけば十分。

なお、②の末尾に、以下を追記しておいてください。

「なお、公認会計士監査が特別目的の任意監査として行われることもある。」(344～350頁参照)

第1章 財務諸表監査総論

第2節 監査基準 ～監査基準論～

○学習のポイント

- ・テキスト13頁の【学習上のポイント】のとおりです。
- ・その他監査基準の体系(テキスト18頁)と構成(テキスト20頁)を押さえましょう。

1 監査基準総論

(1) 監査基準の定義(短答:A、論文:C)

論文問題集 1-2-1参照のこと

(2) 監査基準の必要性(短答:C、論文:B)

論文問題集 1-2-1参照のこと

なお、利害関係者及び監査人にとっての必要性・意義をまとめると次のとおり。

●社会(利害関係者)にとっての必要性・意義

- ・『一定水準以上の品質が確保された監査』が実施されることを『制度的に担保』するもの

●監査人にとっての必要性・意義

- ・監査人が監査を実施するうえで常に遵守すべき『行動規範』(＝ルールブック)
- ・(問題が生じた場合に)『監査人に責任があるかどうかの(線引きを行うための)判断基準』

(3) 監査基準の性質(短答:B、論文:C)

上記の(1)から3つの性質が導かれます。なお、論文問題集 1-2-2参照のこと

②の横に (参考)デュー・プロセス と記載しておいてください。

デュー・プロセスとは、法律や会計基準と同様、監査基準を策定・改正するためには、一定のルール(※)に則って行わなければならないというもので、その一定のルールに則って行われているからこそ、公正妥当なものとなされる、という帰結になります。

(※)一定のルール

監査基準の草案の公表→広く意見募集→意見を受けた修正→修正した監査基準の公表

(4) 監査基準の効果(短答:B、論文:D)

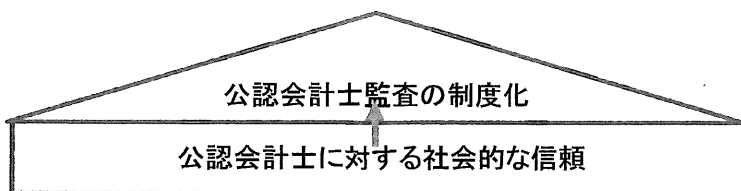
論文問題集 1-2-3参照のこと。

なお、論文式試験上の重要性はありません。

(5) 期待ギャップの解消問題(短答:C、論文:C)

このため、[参考]のとおり監査基準が継続的に繰り返し改訂が行われています。

なお、論文問題集 1-2-4参照のこと。



[参考]監査基準の設定・改訂の歴史(短答:B、論文:C)

何度も改訂されていますが、期待ギャップの解消が根底にあります。

平成14年改訂前文がかなり重要！また、395頁で改訂の全体像を把握してください。

2 我が国の監査の基準

(1) 我が国の監査の基準の体系(短答:B、論文:C)

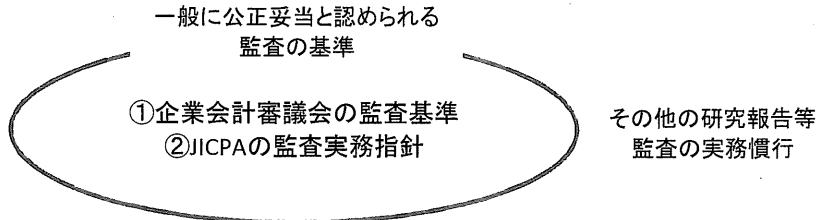
大きく分けて以下の2種類があることを正確に覚えてください。

①金融庁・企業会計審議会が公表する監査基準(品質管理基準、不正リスク対応基準含む。)

②JICPAが公表する監査実務指針(主に、監査基準委員会報告書)

(※)②は規範性があり、必ず従わなければならないものですが、以下の※には規範性はありません。

※その他JICPAが公表するその他の研究報告や研究資料、監査の実務慣行がある。



※一般に公正妥当と認められる監査の基準(GAAS)は、単に「監査の基準」ということもあります。

(2) 監査基準委員会報告書の構成(短答:B、論文:E)

《各基準書の構成》(参考)

- ・その基準書が取扱う範囲
- ・その基準書の目的
- ・定義
- ・要求事項(～項)
- ・適用指針(A～項)

原則:要求事項遵守、例外:要求事項非遵守(→監査調書に理由を記載し、代替的な手続実施)

[参考]監査基準と会計基準～「適用される財務報告の枠組み」概念(短答:B、論文:B)

・監査基準については、監査人にとっての意義を覚えてください。

・会計基準については、経営者及び監査人にとっての意義を覚えてください。

※ 以下の経営者にとっての意義がテキストに記載がないので書き込んでください。

経営者にとっての意義→適正な財務諸表を作成するために準拠すべき「作成規範(基準)」

監査人にとっての意義→適正な財務諸表かどうかの「判断規範(基準)」

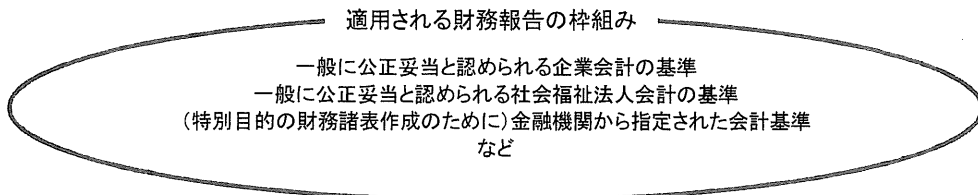
・短答対策で平成23年度にクオリティ対応(=国際監査基準との調和)が図られたことを知っとく。

・財務諸表の作成にあたり準拠すべき会計基準等は監査の種類によってさまざまであるため、「適用される財務報告の枠組み」という用語が包括的に使われています。

(例)上場会社の監査では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(※)に準拠

社会福祉法人監査では、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠

(※)開示に関して準拠すべきルールである財務諸表等規則、連結財務諸表規則等を含む。



[参考]監査基準の構成(短答:B、論文:E)

第1章 財務諸表監査総論

第3節 財務諸表監査の目的

○学習のポイント

- ・適正表示の枠組みでの財務諸表監査の目的を正確に覚えること
- ・上記の前段と後段の関係性
- ・二重責任の原則
- ・監査の機能(被監査会社にとっての役立ち、利害関係者にとっての役立ち)

1 財務諸表監査の目的

(1)財務諸表監査の目的(短答:A、論文:A)

監査基準第一 監査の目的の規定は前段、後段とも、正確に覚える(特に、後段)。

論文式試験での出題のポイントは次のとおりです、論文問題集1-3-1参照のこと。

○『『全体として』『重要な』虚偽の表示がないということ』という規定の意味は。

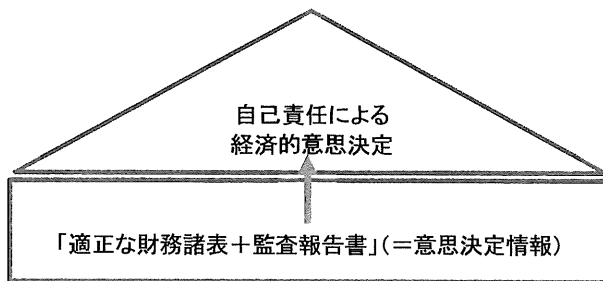
○『『合理的な』保証』という規定の意味は。

：合理的な保証に留まることと、監査には固有の限界があることは同義です。

→これらを説明するうえで、特に理解しておくべきポイント、キーワードは次のとおりです。

- ・現代の財務諸表には『経営者による見積り』や『判断』が多く含まれること
- ・意図的に行われる『不正』には、多くの場合『隠ぺい』が伴うこと
- ・強制捜査権がないことから、被監査会社の監査に対する『協力姿勢』に依存すること
- ・監査は『リスク・アプローチ』に基づき、『重要な虚偽表示リスク』に着眼して行われること
- ・監査は『内部統制』が有効であればそれに依拠し、『試査』を基本として行われること

● 財務諸表監査による利害関係者保護のイメージ



【研究】監査人の総括的な目的(短答:C、論文:D)

究極的・総括的な目的は2点あるということが、監基報200に規定されています。

②が総括的な目的に含まれていることを知っときましょう。

【研究】目的基準の新設(短答:C、論文:D)

新設といっても平成14年度改訂時に設けられています。

【参考】財務諸表の利用者に関する監査人の想定(短答:D、論文:E)

2 財務諸表監査の前提

(1) 二重責任の原則(短答:B、論文:A)

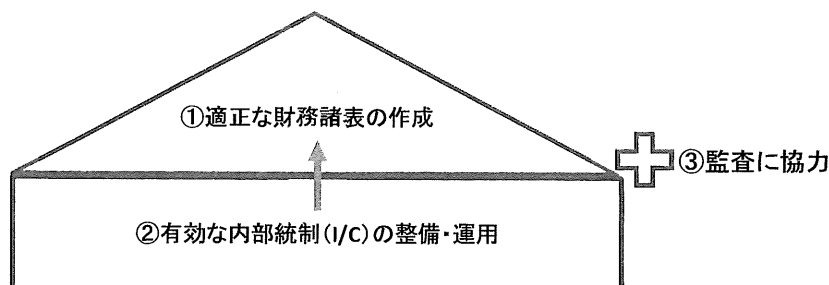
監査を理解するためにはものすごく重要な論点で、論文式試験では頻出の論点です。

論文問題集 1-3-2 参照のこと、財務諸表に2つの責任の〇がぶらさがっている状況をイメージ

(2) 監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提(短答:B、論文:A)

この責任が遵守されたことを監査人の立場から確認するものが「経営者確認書」(テキスト158頁)です。

《イメージ図》 以下のイメージ図で経営者の責任は3つあることを覚えておきましょう。



※ 監査役等の主な責任は「取締役等の職務執行の監視」、「財務報告プロセスの監視」です。

3 財務諸表監査の機能～監査人の役割～

(1) 批判的機能と指導的機能(短答:B、論文:B)

被監査会社(財務諸表作成会社)に対する役立ちからの分類です。

論文問題集 1-3-3 参照のこと

指導的機能の例示としては、(※2)のほか、新しい会計基準の情報発信や勉強会を実施することなども含みます。皆さんにも期待されることですので、是非合格したら指導的機能を発揮しましょう。

(2) 保証機能と情報提供機能(短答:B、論文:A)

監査報告書を利用する利害関係者に対する役立ちからの分類です。

論文問題集 1-3-4 参照のこと

情報提供部分は、具体的には、次のとおりですが詳しくは180頁前後で学習します。

①GC事項、②KAM、③追加情報、④その他の記載内容